



看護問題対策委員会ニュース

全日本赤十字労働組合連合会 NO.12-01 13.3.15

日本看護協会

「看護職の夜勤・交替勤務に関するガイドライン」を発表 ～夜勤負担を軽減 働き続けられる職場へ～

日本看護協会は「看護職の安全と健康が、患者の安全と健康を守る」という基本認識の下、夜勤・交代制勤務の負担を軽減しリスクマネジメントに役立てるためのガイドラインを作成しました。このガイドラインは全国の医療機関などに配布するとともに、全文を協会公式ホームページ (<http://www.nurse.or.jp/>) でも見ることができます。

★勤務編成の基準

項目	基準
①勤務間隔	最低11時間以上の間隔をあける
②勤務の拘束時間	拘束時間は13時間以内とする
③夜勤回数	3交代制勤務は月8回以内を基本とし、それ以外の勤務は労働時間に応じた回数とする
④夜勤の連続日数	最大2連続(2回)まで
⑤連続勤務日数	5日以内
⑥休息	夜勤時は1時間以上、日勤時は労働時間・労働負担に応じて適切な時間数を確保する
⑦夜勤時の仮眠時間	夜勤の途中で連続した仮眠時間を設定する
⑧夜勤後の休息 (休日を含む)	2回連続の夜勤後は概ね48時間以上の休息を確保する。1回の夜勤後は概ね24時間以上確保する
⑨週末の連続休日	少なくとも月1回土曜・日曜ともに前後に夜勤のない休日をつくる
⑩交代の方向	正循環の交代周期とする
⑪早朝始業	早出の始業時刻は7時より前は避ける

◎夜勤に関する全日赤の要求◎

- ① 夜勤は3人以上・月6日(当面8日=64時間)以内
- ② 1回の夜勤は8時間以内
- ③ 夜勤後の時間外労働の禁止
- ④ 勤務間隔は16時間以上おき、日勤・深夜、準夜・日勤の勤務体制をなくすこと
- ⑤ 外来等の当直制の交代制勤務化
- ⑥ 夜勤・交代制に従事する看護職員の労働時間週32時間以内。深夜勤入り、準夜勤明けを夜勤に伴う勤務免除として保障すること
- ⑦ 育休が保障されている期間の夜勤免除は無条件とし、事情により必要がある場合は就学後も認めること
- ⑧ 45歳以上の看護師の夜勤・業務軽減をはかること など

働き続けられる職場は、職員が辞めないなので人手もあります。だからこそ、賃金と夜勤改善が必要です。『ベースアップと夜勤改善でやる気アップ』の一言メッセージと『夜勤改善・大幅増員署名』に取り組みましょう。